

令和7年度

神丘中学校いじめ防止基本方針

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 校内体制

- ・ いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのために、未然防止や早期発見、発生時の対応に関わる校内研修を行う。
- ・ 校長をいじめ防止の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理科の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・ 「いじめ対策委員会」は、月1回や緊急の場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・ いじめが生じた際には学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど学校全体で組織的に対応する。
- ・ 機動的で柔軟な対応ができるように、情報の「集約担当」を設ける。
- ・ いじめを発見・訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日中に「いじめ等対策委員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。

### 「いじめ等対策委員会」の構成員

校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・なごや子ども応援委員会コーディネーター  
学年生活担当・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任、関係部活動顧問・スクールカウンセラー・  
なごや子ども応援委員会など

## 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮を含めた人権意識をもつ。
- ・ 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素により、いじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・ 生徒とふれあう時間をできる限り多く取る。生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・ いじめを見逃ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告する。

- ・ いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止める。また、被害生徒の保護と安全確保を最優先し、加害者の指導を行う。
- ・ 感染症に対する偏見や差別が生じないようにするとともに、いじめを受けることがないように、生徒の言動を注意深く見守る。

#### 4 未然防止の取組

- ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
- ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり・居場所づくりを行う。
- ・ 自己肯定感を高める指導によって居場所づくりを、自己有用感を高めるしかけによって絆づくりを行っていく。
- ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ・ 上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

##### (1) 授業づくり

- ・ 生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。

##### (2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献して、よりよく生きるか、well-beingを考えるキャリア教育の取組をキャリア・ナビゲーターと連携しながら推進する。

##### (3) 道徳教育・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。また、多様な価値観について寛容さがもてるよう人権教育を進める。

※ 活用資料：「ING ハンドブック」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなが学ぶ人権ワーク集～実践編」など

##### (4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く学び機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用間の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じて集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い「友達の

よさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。

- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める。そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

#### 《学校全体での取組・活動》

「環境ウイークのボランティア清掃」「朝のボランティア挨拶運動」「スポーツフェスティバルでの学年の枠を超えた観戦・応援」「音楽会での学年の枠を超えた鑑賞」「3年生を送る会での学年の枠を超えた活動・鑑賞」など

#### 《各学年での中心となる取組・活動》

【1年生】「校外学習」「スマホ・ケータイ安全教室」

【2年生】「稲武野外学習」「思春期セミナー」

【3年生】「修学旅行」「薬物乱用防止教室」 など

### (5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、中学校1年生の生徒対象に、スクールカウンセラーとの全員面談を実施する。

## 5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、スクールライフノート、生活ノートの活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

### (1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- ・ いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われていることを認識する。記述や行動の変化といったささいな兆候であってもいじめはいつでもどの生徒にも起こりうるとの認識をもつ。早い段階から複数の教職員で的確に介入し積極的に発見しようと努めることが重要になる。

### (2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。
- ・ 要支援群に属する生徒については、全職員で情報共有を図るとともに、担任が個別に教育相談をするなどの機会を設ける。
- ・ デンジャラスゾーンに属する生徒や日頃から気になる生徒についても、全職員で情報共有し、授業や休み時間など、生徒の観察を行い、変化に注視できるようにする。また、生徒の困り感に寄り添えるよう環境づくりをする。
- ・ 結果を活用し、学級だけでなく部活動などの視点でも生徒を把握する。

### (3) 「気づいてる？こころのSOS」

- ・ 毎学期始めに、自身のこころの状態をチェック項目に記しながら現時点でのこころの安定度を確認するとともに、悩みを相談する人や相談機

関が様々あることを知らせる。また、ストレス・マネジメントの授業も併せて行い、心が苦しい時の対処の仕方を身に付けさせる。

- ・ 教職員は、ゲートキーパーとして生徒の傾聴ができるよう現職教育を行う。

#### (4) 定期的なアンケート調査

- ・ アンケートの実施により、誰が被害者か加害者かとかは関係なく、いじめがどの程度起きているのかを年2回把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

#### (5) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

#### (6) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝える。
- ・ (2) (4)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、1学期・2学期に教育相談週間を設ける。
- ・ 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

#### (7) 転入生交流会

- ・ 交流会を通し、転入生同士のつながりを深めたり、不安になりがちな気持ちを和らげたりする。また、生徒の話の内容や情報から、必要に応じて担任、学年生活担当やスクールカウンセラーへつなげる。

#### (8) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

#### (9) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に、全生徒に配付し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やかばんに入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

#### (10) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配付する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

### 6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

#### (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。

- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階からの確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに集約担当に伝え、「いじめ等対策委員会」で情報を共有する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、ケース会議を速やかに行い、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知判断をする。
- ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象生徒・保護者のみならず、関係生徒・保護者に対しても説明し、協力を得るように努める。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合 ・ 精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」

- ・ 30日を待たず、1週間をめどに連絡をし、概要を報告する

※「いじめを受けた生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた」という申し出があった場合（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合）を含む。）

- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

## (2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒をきちんと指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
- ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「調査書も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた生徒及び保護者の要望意見等を聞き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒の保護者の聞き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
- ・ 学校は、いじめを受けた生徒及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果の他の事案関連情報の開示及び説明を躊躇せずに行う。
- ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・ 状況に応じて、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人、家族、教職員等）と連携し、寄り添える体制をつくる。

- ・ なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援の要請を行う。
- ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに、警察へ相談又は通報する。

### (3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- ・ いじめを行った生徒が過去にいじめを受けていたこともある。いじめを行った生徒と受けた生徒が入れ替わったこともあることから、時系列を整理し、それぞれの事案に対して整理して指導するようにする。

### (4) 集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・ ネット上の不適切な名誉棄損やプライバシー侵害の書き込みは、拡散により甚大な被害を及ぼす事案になる恐れがあることを伝える。
- ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

- ・ ネット上でのいじめは、学校での人間関係の延長線上で行われることもある可能性が高いことを鑑み、学校での生徒の様子を見守り、通常がいじめと同様に対策をとる。

## **7 なごや子ども応援委員会との協働**

なごや子ども応援委員会コーディネーターを中心として、協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに、問題の解決に努める。

## **8 校内研修の実施**

- ・ 毎週1回、生徒に関する情報を共有する時間を設けることで、いじめの予防や再発防止をはじめ、孤立、不安を抱える生徒に対する指導方法を具体的に検討したり、共有したりして、今後の指導に役立てる。
- ・ いじめ防止対策会議の報告や生徒指導提要を活用する等、いじめの防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

## **9 学校評価の実施**

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき策定した「学校いじめ基本方針」の見直しを必要に応じて行う。いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

# いじめが発生した場合の対応の流れ

## 直接目撃した

(暴力行為、からかい、暴言など)

## 通報・相談を受けた

(本人、他の生徒・保護者などから)

その場で制止・指導  
軽視・放置しない

真摯に傾聴  
軽視・後回しにしない

即日に集約担当（生徒指導主事）→主幹教諭

※QU・こころのSOS等の再点検

★★一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、事実を迅速・正確に報告★★  
校長・教頭・主幹教諭・教務主任・学年主任・生徒指導主事・子ども応援委員会コーディネーター・学年生活担当・教育相談担当・養護教諭・当該生徒の担任・関係部活動顧問・SCなど※状況に応じて、なごや子ども応援委員会スタッフの参加依頼する。

### ◆臨時

いじめ等対策委員会

### ◆ケース会議

- ◇学年会
- ◇生徒指導係会
- ◇主任会

### ◆定例

いじめ等対策委員会

### ◆関係生徒に関する情報収集

### ◆情報共有

### ◆対応策の検討・協議・決定

### ◆関係生徒に関する情報収集

### ◆関係生徒等への事情聴取

### ◆いじめの有無の確認

### 重大事案

- ◇病院搬送等応急措置
- ◇教育委員会への一報
- ◇なごや子ども応援委員会との協働
- ◇警察・法務局等への相談通報(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施

### ネット関連事案

- ◇委託業者への相談
- ◇警察・関係機関への相談通報

### いじめの認知・指導・支援・対策等

- ◆客観的な事実（聞き取りの内容等）を時系列で正確に記録（生徒指導主事）
- ◆なごや子ども応援委員会と連携（応援委員会コーディネーター・主幹教諭）
- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問（学年主任・担任・主幹教諭）
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア（養護教諭・スクールカウンセラー）
- ◆加害生徒への指導・別室指導等の措置・心のケア等の措置  
（学年主任・生活係・生徒指導主事・スクールカウンセラー）
- ◆聴衆・傍観者への指導（学年主任・生活係・生徒指導主事・教育相談担当）
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭・主幹教諭）

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

# 年間を通した「いじめ防止」のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ等対策委員会①	互いを認め合う学級づくり 学校生活のきまりについて ☆気づいてる？心の SOS①	あったかハート配付 S Cによる心の教室の予約 方法案内 SNS 相談体験活動	研修① 生徒理解
5	いじめ等対策委員会②	なごや ING キャンペーンの 年間を通じた取組 1年生「スマホケータイ安全教室」 1年生「校外学習」への取組（～6月） ★情報モラルの授業	S Cによる全員面談 教育相談週間① 学校生活アンケート (webQU)①実施	
6	いじめ等対策委員会③	環境ウイーク トライ&アクション 情報モラル教育 転入生交流会	学校生活アンケート (webQU)①の結果分 析と支援方法の共通 理解と、子ども応援委 員会との情報共有	研修② WEBQU の活用 研修③ 自殺予防教育に 向けて
7	いじめ等対策委員会④ いじめ・問題行動等防 止対策会議	2年生「稲武野外学習」への 取組（～9月） 3年生「薬物乱用防止講演会」 夏季休業中のトラブル防止のた めの話	いじめアンケート①（無記名） 保護者会週間① ・保護者との情報共有 ・子ども応援委員会と の情報交換	
9	いじめ等対策委員会⑤	☆気づいてる？心の SOS② ★ストレスマネジメントの授業 「スポーツフェスティバル」への取組	教育相談アンケート ②実施	
10	いじめ等対策委員会⑥	「音楽会」への取組	学校生活アンケート (webQU)②実施 教育相談週間②	研修④ 心理的安全性の 構築に向けて
11	いじめ等対策委員会⑦	2年生「思春期セミナー」 なごや ING キャンペーン の取組 転入生交流会	学校生活アンケート (webQU)②の結果分析 と支援方法の共通理解、 子ども応援委員会との 情報共有	
12	いじめ等対策委員会⑧	人権週間における取組 冬季休業中のトラブル防止の ための話	保護者会週間② ・保護者との情報共有 いじめアンケート②（無記名）	研修⑤ 人権教育 いじめ予防
1	いじめ等対策委員会⑨	☆気づいてる心の SOS③ 「3年生を送る会」への取組		
2	いじめ等対策委員会⑩ いじめ・問題行動等防 止対策会議	「3年生を送る会」への取組	小中における情報交換	研修⑥ いじめ予防
3	いじめ等対策委員会⑪	「3年生を送る会」の実施 キャリア講演会		研修⑦ 情報引き継ぎ

↑ 事案発生時  
↓ いじめ対策委員会の随時開催

↑ わかる授業  
↓ 全員が参加活躍できる授業

↑ スクールライフノート  
↓ 生活ノート等の活用